

令和2年度監査結果報告書（行政監査）に基づ  
く改善策及び顛末

令和3年6月  
糸島市

令和2年度監査結果報告書（行政監査）に基づく改善策及び顛末

指摘事項及び意見等	主管課における措置、処理の経過及び対応策
<p>■監査結果報告書（行政監査）</p> <p>2 監査委員の意見（改善及び検討を要する事項）</p> <p>① 備蓄計画の拡充について</p> <p>現在の備蓄計画は、食料品と飲料水について備蓄すべき総量を定めたものとなっているが、集中又は分散により備蓄する数量等が定められていない。備蓄品の保管施設の容量、指定避難所の状況、地域の特性等を総合的に勘案して、集中又は分散により備蓄すべき数量等について、検討されたい。</p> <p>また、今後は、要配慮者に対する食品、副食の多様化に寄与する食品及び食料品、飲料水以外の生活必需品、資機材等の備蓄品についても、備蓄に係る基本的な方針を示し、計画的に整備を図る必要があるのではないかと思われる。備蓄計画の対象の拡充についても検討されたい。</p> <p>② 備蓄数量の常時確保について</p> <p>食料品等の備蓄品を使用又は保存期限の経過により処分した後、補充の備蓄品が納入されるまでの期間においては、備蓄計画に定める数量を下回る状況が生じているため、備蓄計画に定める数量を常時確保する方策について検討されたい。</p> <p>また、毛布など災害時に使用した後、再利用する場合については、できる限り再配備までの期間の短縮を図られたい。</p> <p>③ 食料品等の品質管理について</p> <p>一部の保管施設では、夏場の高温多湿が想定される場所に食料品、飲料水が保管されていたが、特段、品質確認等の作業も行われていなかった。適切な保管方法、定期的な品質確認等について検討されたい。</p> <p>なお、食料品、飲料水の賞味期限到来による処分について、できる限り廃棄せず再利用する取組が行われていたが、計画的なフードバンクへの提供等、フードロス対策についても推進されたい。</p>	<p>【危機管理課、福祉保護課】</p> <p>集中又は分散により備蓄すべき数量等については、令和3年度中に検討する。</p> <p>また、備蓄計画の対象の拡充についても、令和3年度中に検討する。</p> <p>【危機管理課、地域振興課、福祉保護課】</p> <p>補充の備蓄品が納入されるまでの期間において、備蓄計画に定める数量を下回ることがないように、令和3年度中に管理方法を見直し、早期発注を行う。</p> <p>今後は、使用した毛布等の再配備までの期間の短縮を図るため、使用後に速やかに洗濯等を行い再配備に努める。</p> <p>【危機管理課】</p> <p>保管方法については、保管施設の現状を令和2年度中に確認し、保管方法の見直しを行った。</p> <p>品質確認等については、今後、年1回程度、検査等を行う。</p> <p>フードロス対策については、賞味期限が到来する3か月程度前から防災訓練で市民へ配布し、福祉支援課や社会福祉協議会と連携してフードバンク等へ提供すること等により、令和3年度から計画的に行う。</p>

令和2年度監査結果報告書（行政監査）に基づく改善策及び顛末

指摘事項及び意見等	主管課における措置、処理の経過及び対応策
<p>④ 備蓄品の収納保管について</p> <p>食料品、飲料水ほか多くの備蓄品が段ボール箱に梱包された状態で、段ボール箱を積み上げて保管されていたが、大半の保管場所には配置図、備蓄品リスト等の掲示がなく、段ボール箱の品名、数量等の表示も見えにくいため、どこに何があるのかが一目で判別できる状況ではなかった。有事の際は、保管場所の事情に詳しくない者が備蓄品を搬出しなければならない事態も想定されることから、配置図、備蓄品リスト及び備蓄内容の明確な掲示、表示について検討されたい。</p> <p>また、収納スペースを有効活用するための収納棚の設置、円滑な搬出のための台車等の配備、発電機用ガソリンの保管方法の統一化等についても検討されたい。</p>	<p><b>【危機管理課】</b></p> <p>配置図、備蓄品リスト及び備蓄内容の明確な掲示、表示については、令和3年度末までに行う。</p> <p>指摘後、台車のなかった前原、二丈、志摩の各備蓄倉庫に台車の配備を行った。</p> <p>収納棚の設置及び発電機用ガソリンの保管方法の統一化については、各コミュニティセンターの実情を踏まえ令和3年度中に検討を行う。</p>
<p>⑤ 備蓄資機材の使用法の周知について</p> <p>備蓄資機材の使用法等については、校区の避難所運営訓練等で説明、周知されていたが、段ボールパーティション、感染防止対策物資等の資機材の多様化も見込まれており、今後も定期的に訓練を実施する等して、一層の周知を図っていただきたい。</p> <p>また、炊き出し用の移動式かまどについては、災害時に限らず使用できることから、イベント開催時等あらゆる機会に利用し、使用方法の習熟を積極的に図られたい。</p>	<p><b>【危機管理課、福祉保護課】</b></p> <p>備蓄資機材の使用法等については、校区避難所運営訓練や自主防災組織の防災訓練において、感染防止対策物資等の組立てや操作を行い、引き続き住民周知や操作方法の習熟を進める。</p> <p>また、移動式かまどについては、訓練メニューとして提案するとともに、他課等が開催するイベントでの利用について令和3年度中に調査検討する。</p>
<p>⑥ 市民への備蓄の周知について</p> <p>市の非常用食料備蓄計画における基準備蓄数は、想定避難者数を基に最低限必要の数量として算定されており、あくまで市民の備蓄を補完するためのものであると考えられる。市民の備蓄を推進する意味においても、市の備蓄計画の内容、現状の備蓄品目、数量等を市民に対して公表、周知することが必要ではないかと思われる。</p> <p>備蓄計画、備蓄状況等の市民への周知について検討されたい。</p>	<p><b>【危機管理課】</b></p> <p>備蓄計画、備蓄状況等については、令和3年度末までに広報いとしま、ホームページ等を通じ、市民へ周知する。</p>

令和2年度監査結果報告書（行政監査）に基づく改善策及び顛末

指摘事項及び意見等	主管課における措置、処理の経過及び対応策
<p>3 むすび</p> <p>近年、日本各地で地震、風水害等による大規模な災害が多発しており、市民の災害対策に対する関心は高く、行政への期待も大きいものがある。</p> <p>大規模な自然災害はいつ発生するかわからないが、市はそのような災害に備え、あらゆる想定のもとに様々な対策を講じる必要があり、今回行政監査の対象とした災害備蓄物資の整備及び管理はその対策の一つである。</p> <p>今回の行政監査の実施により、予算及び収納場所に制約がある中においても、災害備蓄品の整備が計画的に行われ、おおむね適正に管理されていることが確認できた。</p> <p>災害発生直後における食料、生活必需品等の確保は、災害発生初期段階の円滑な救援救護活動に資する極めて重要な事項である。今後とも効率的、効果的な備蓄品の整備及び適正管理に努められるとともに、関係機関や民間事業者との連携、協力による備蓄品の供給体制の強化・充実及び市民等による備蓄を推進し、災害に強いまちづくりのための多面的な取組を推進されることを期待するものである。</p>	<p>今回の指摘事項については、各課で改善に努め、災害に強いまちづくりのための多面的な取組を推進する。</p>